

## 愛媛県漁業者等ホルマリン使用禁止等条例

平成15年3月18日条例第39号

### 改正

平成16年12月24日条例第47号

平成26年10月17日条例第42号

愛媛県漁業者等ホルマリン使用禁止等条例を次のように公布する。

愛媛県漁業者等ホルマリン使用禁止等条例

(目的)

**第1条** この条例は、漁業者及び漁業従事者（以下「漁業者等」という。）の水産動物等に対するホルマリンの使用を禁止すること等により、環境との調和に配慮しつつ、漁業の健全な発展と水産物の供給の安定に資するとともに、愛媛産の水産物の信頼性の高い品質の確保を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において「漁業」とは、水産動植物の採捕、養殖、蓄養又は増殖の事業をいう。

2 この条例において「漁業者」とは、漁業を営む者をいい、「漁業従事者」とは、漁業者のために水産動植物の採捕、養殖、蓄養又は増殖に従事する者をいう。

3 この条例において「水産用医薬品」とは、専ら水産動物のために使用されることが目的とされている医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品をいう。）で、同法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条第1項の承認を受けているものをいう。

4 この条例において「毒物劇物営業者」とは、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第3条第3項に規定する毒物劇物営業者をいう。

5 この条例において「薬局開設者等」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第46条第1項に規定する薬局開設者等をいう。

(漁業者等の責務)

**第3条** 漁業者等は、水産用医薬品を適正に使用しなければならない。

(ホルマリンの使用禁止)

**第4条** 漁業者等は、水産動物の薬浴及び漁網、いけすその他漁業の用に供する施設又は器具の消毒（以下「水産動物の薬浴等」という。）にホルマリンを使用してはならない。

(協力)

**第5条** 何人も、この条例に違反するおそれのある者に対し、ホルマリンを販売し、又は授与しないよう努めなければならない。

(市町等に対する協力要請)

**第6条** 県は、市町、毒物劇物営業者及び薬局開設者等に対し、この条例の施行に関し必要な協力を求めるものとする。

(通報)

**第7条** 水産動物の薬浴等にホルマリンを使用している者を発見した者は、速やかにその旨を知事に通報するよう努めなければならない。

(措置命令及び要請)

**第8条** 知事は、第4条の規定に違反してホルマリンを使用している者があるときは、その者に対し、ホルマリンの使用をやめるべきことその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、第4条の規定に違反した者が組合員として加入する漁業協同組合に対し、その違反した者につき、漁業法（昭和24年法律第267号）第7条に規定する特定区画漁業権の適正な管理その他必要な措置をとるべきことを要請するものとする。

(立入検査等)

**第9条** 知事は、この条例の施行に必要な限度において、漁業者等、漁業協同組合その他必要な者に対し、その業務若しくはホルマリンの使用に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は

その職員に、漁場、船舶、事務所、事業場、倉庫その他必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくはホルマリン若しくはこれに該当する疑いのある物若しくはホルマリンを含有する疑いのある物を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができる。

- 2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

**第10条** 知事は、規則で定めるところにより、第4条の規定に違反した者の氏名又は名称その他の規則で定める事項を公表することができる。

- 2 知事は、第8条第1項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた者がその命令に違反したときは、規則で定めるところにより、その旨及びその命令の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。
- 3 知事は、規則で定めるところにより、前条第1項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者の氏名又は名称その他の規則で定める事項を公表することができる。
- 4 知事は、前3項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、これらの項に規定する者に意見を述べる機会を与えるものとする。

(規則への委任)

**第11条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

**第12条** 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第4条の規定に違反した者
- (2) 第8条第1項の規定による命令に違反した者
- (3) 第9条第1項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

**附 則**

この条例は、平成15年5月1日から施行する。

**附 則** (平成16年12月24日条例第47号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年1月16日から施行する。(後略)

**附 則** (平成26年10月17日条例第42号)

- 1 この条例は、平成26年11月25日から施行する。
- 2 薬事法等の一部を改正する法律(平成25年法律第84号)附則第63条(第2号に係る部分に限る。)の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第1条の規定による改正前の薬事法(昭和35年法律第145号)第14条第6項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定に基づく体外診断用医薬品又は医療機器の製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性調査の申請に係る医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造管理及び品質管理の基準適合性調査申請手数料の徴収については、なお従前の例による。